

地域医療介護総合確保基金補助事業概要

(1) 募集事業

種別	対象サービス	概要	補助金上限額
介護職員の宿舎施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助します。	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33平米までに該当する工事費の3分の1
介護施設等における看取り環境整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 <p>※看取り介護加算又はターミナルケア加算の届出済の事業所（ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば可）</p>	看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う事業所の改修費、ベッド等の設備について補助を行います。	1事業所あたり350万円
共生型サービス事業所の整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 <p>※「共生型サービス」の指定を受けた事業所（または当事業完了までに当該指定を受ける見込みの事業所）</p>	介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助を行います。	1事業所あたり102.9万円

(2) 注意事項

- ・意向調査シートを提出された事業所には、後日、事業計画等を照会します。
- ・令和3年度の補助金については、
 - ①令和4年3月末までに事業を完了させてください。
 - ②本市予算の範囲内での実施となるので、ご了承ください。
- ・令和4年度の補助金については国や県、本市における予算の成立が条件となります。今後、補助制度が大幅な変更や廃止となる場合がありますこと、また、本市予算の範囲内での実施となることを、あらかじめご了承ください。
- ・施工業者を入札や見積合わせで選定して頂く等、原則、本市所定の条件があります。
- ・補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

※詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

関東信越厚生局のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

- ・補助事業の内容についての詳細は、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱を参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html#8FAE2>